芽室町教育委員会

平成31年度就学援助のご案内

芽室町では、お子さまが楽しく安心して勉強ができるよう、小・中学生のお子さまをお持ちで、経済的な理由により、学用品費や給食費、PTA会費、修学旅行費などの費用の支払いが困難な家庭へ、援助をしています。下記のチェックにより、対象になると思われる方は、就学援助の申請をしてください。

★スタート

① 平成30年度に次の条件にあてはまりましたか？

ア　生活保護を受けていて、新小6、新中3のお子さんがいる
イ　生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた
ウ　世帯全員が町民税の非課税又は減免を受けている
エ　個人事業税の減免を受けている
オ　固定資産税の減免を受けている（新築住宅の減免は除く）
カ　世帯全員が国民年金保険料の掛金の減免を受けている
キ　世帯全員が国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている（軽減は除く）
ク　児童扶養手当の支給を受けている
ケ　生活福祉資金の貸付けを受けた

はい ⇒ **裏面の案内を確認し、申請してください。**

わからない ⇒ 裏面の問い合わせ先におたずねください。

いいえ ⇩

②その他の理由で経済的にお困りで、平成30年中の世帯全員の収入の合計が、下記の表より少ないですか？

わからない ⇗

はい ⇒ **裏面の案内を確認し、申請してください。**

いいえ ⇩

就学援助の対象ではない可能性が高いです。
※ただし、世帯の人数や年齢、収入がある人の人数等によって、認定となる収入は前後します。目安に収入が近い方は、申請をお勧めします。

就学援助を受けられる世帯の総収入の目安（平成30年1月1日～12月31日までの収入）

前年の世帯収入が生活保護基準を準用して定めた額の１．３倍未満の場合、認定となります。

家族構成（H30.4.1時点の年齢）		世帯の総収入
2人	親（35歳）、子（6歳）※ひとり親世帯加算あり	324万円以下
3人	親（39歳）、親（37歳）、子（9歳）	356万円以下
4人	親（39歳）、親（37歳）、子（14歳）、子（9歳）	430万円以下
5人	親（39歳）、親（37歳）、子（14歳）、子（9歳）、子（6歳）	489万円以下
5人	親（39歳）、親（37歳）、子（14歳）、子（9歳）、祖母（62歳）	464万円以下

※年金受給者、学生アルバイトを含め、同一世帯で収入のある方すべての収入の合算で判定します。
※収入金額とは、給与所得者の場合は、源泉徴収票の「支払金額」を指します。
※給与所得者以外の方の場合は、「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とします。

援助の内容（年間１人当たり・予定）※年度途中で認定または認定廃止の場合は月割りで支給。

	小学校（年額）		中学校（年額）		備考
	１年	２～６年	１年	２・３年	
学用品費等	13,100 円	15,350 円	24,760 円	27,050 円	５月・８月・12 月の３回に分けて保護者に支給
新入学用品費	50,600 円	なし	57,400 円	なし	４月認定の方のみ５月に保護者に支給。ただし、入学前支給を受けている場合は支給しない。
体育用具費	１・４年のみ 11,690 円		１年のみ 11,690 円		12 月１日時点で認定の方のみ 12 月に保護者に支給
修学旅行費	６年のみ 実費（旅費のみ）		３年のみ 実費（旅費のみ）		修学旅行前に学校または保護者に支給
給食費	実費（約 46,400 円）		実費（約 56,400 円）		学校に直接支給
医療費	医療券を発行		医療券を発行		対象となる疾病のみ
ＰＴＡ会費	実費		実費		６月に保護者に支給
生徒会費	なし		実費		６月に保護者に支給
部活動費	なし		実費（上限 29,600 円）		６月に保護者に支給
卒業アルバム費等	６年のみ実費（上限 10,890 円）		３年のみ実費（上限 8,710 円）		平成 31 年度から追加

※学校が徴収する学用品費等に著しい滞納があり、学校運営に支障をきたす場合は、学校に直接学用品費等を支払います。

援助を受けるための手続き

前年度に就学援助を受けていた方も、**毎年申請が必要**ですのでご注意ください。

平成 31 年度に就学援助を希望される方は、期限までに、以下の書類等を持参し、芽室町教育委員会（中央公民館１階事務所内）にて手続きしてください。（期限を過ぎますと、５月以降の認定となります。）

●提出期限　**新中学３年生以外　平成 31 年３月 29 日（金）まで**
新中学３年生　　平成 31 年３月 15 日（金）まで（修学旅行費支給の関係上）

●持参書類

１　平成 31 年度就学援助申請書（兼世帯票）※今回、配付したもの。
２　印鑑
３　通帳又は金融機関名・支店名・口座番号がわかるもの
４　お持ちであれば、障がい者手帳もしくは母子健康手帳（現在妊娠されている方のみ）
５　世帯の状況や収入を証明できるもの
申請理由によって、必要書類が変わります。詳細は、申請書の裏面をご確認ください。

そ　の　他

１　判定の結果については、４月下旬に保護者にお知らせする予定です。
２　倒産、長期療養などにより経済的にお困りの方で、認定基準に当てはまらない方は、個別にご相談ください。

提出先・お問い合わせ先（受付時間　月～金曜日　8:45～17:30）
芽室町教育委員会 学校教育課 学校教育係（芽室町東3条3丁目1 中央公民館1階事務所内）
電話　62－9729　メール　k-gakkyou@memuro.net　担当：齋藤